

課外活動における学外施設使用料支援に関する要項

<内容>

やむを得ない事情により、通常練習において学外体育施設を利用した場合に施設使用料を負担するもの。

（例）学内に練習施設がないため。

全体予算は自主企画の30万円とする。

<条件>

支援を希望する団体は、初回申請時に学生支援課へ理由書を提出すること。

そのうえで、以下を満たすことを条件とする。

- ・学内施設での練習が困難と判断されること
- ・他の補助を受けていないこと
- ・学生担当副学長が妥当であると判断したこと

※支援が認められた場合は、以降の申請時に理由書の提出は不要とする。

ただし、初回申請時と異なる施設を利用する場合は、その都度理由書を提出すること。

<支援額>

支援額は年度で1団体あたり10万円を上限とする。

※ただし、学生担当副学長が特に必要と認めた場合は10万円を超えて支給できるものとする。

<対象期間>

対象となる期間は、当該年度（4月～3月）の使用分のみとする。

<手続き>

支援を希望する場合は、施設使用后、翌月の10日までに必要書類を学生支援課に提出すること。

ただし、3月実施分は翌月（4月）の5日までとし、期日以降の提出分に対する支援は行わない。

<必要書類>

支援に必要な書類は、以下のとおり。

- ① 領収書（宛名のないものは認めない）
- ② 利用日時等が分かるもの

※領収書は原本のみ（WEB上から印刷できるものも含む）とし、学生支援課が指定した期日までに提出されたものに限る。期日を過ぎての追加提出は認めない。

<その他>

予算に応じて減額支給、または支給できない場合がある。なお、支払いは口座（振込）によるものとする。